探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準新旧対照表

（改正部分は、下線部分である。）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>目次～第１４条　（略）
（営業停止期間の決定）
第１５条～２　（略）
３　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第１１条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。
⑴～⑷　（略）
⑸　探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該探偵業者が、当該探偵業者又はその探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）若しくは探偵業従事者であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、<u>営業停止命令又は指示処分</u>を受けたことがあること。
⑹～⑻　（略）
別表第１　（略）
別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>項</th><th>法令違反行為</th><th>分類</th></tr><tr><td>1</td><td>刑法（明治４０年法律第４５号）第１０８条、第１１２条（第１０８条に係る部分に限る。）、第１１７条第１項（第１０８条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第１８１条、第１９９条、第２０３条（第１９９条に係る部分に限る。）、第２２５条の２、第２２８条（第２２５条の２第１項に係る部分に限る。）、第２４０条、第２４１条第１項若しくは第３項又は第</td><td>B</td></tr></table></td>
<td>目次～第１４条　（略）
（営業停止期間の決定）
第１５条～２　（略）
３　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第１１条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。
⑴～⑷　（略）
⑸　探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該探偵業者が、当該探偵業者又はその探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）若しくは探偵業従事者であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、<u>指示処分又は営業停止命令</u>を受けたことがあること。
⑹～⑻　（略）
別表第１　（略）
別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>項</th><th>法令違反行為</th><th>分類</th></tr><tr><td>1</td><td>刑法（明治４０年法律第４５号）第１０８条、第１１２条（第１０８条に係る部分に限る。）、第１１７条第１項（第１０８条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第１８１条、第１９９条、第２０３条（第１９９条に係る部分に限る。）、第２２５条の２、第２２８条（第２２５条の２第１項に係る部分に限る。）、第２４０条、第２４１条第１項若しくは第３項又は第</td><td>B</td></tr></table></td></tr>
</table>

	２４３条（第２４０条又は第２４１条第３項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
２０	覚せい剤取締法（昭和２６年法律第２５２号）第４１条の２又は第４１条の３（第１９条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
３５	道路交通法第１１６条、第１１７条の３、第１１７条の３の２、第１１７条の５（第３号に係る部分を除く。）、第１１８条から第１１８条の３まで又は第１１９条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
４０	戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１３２条に規定する罪に当たる違法な行為	D
４１	戸籍法第１３３条に規定する罪に当たる違法な行為又は同法第１３４条に規定する違法な行為	F
５６	個人情報の保護に関する法律第１６条第１項若しくは第２項、第１７条、第１８条第１項、第２項若しくは第３項、第２０条から第２２条まで、第２３条第１項、第３項若しくは第５項、第２４条、第２５条第１項若しくは第２項、第２６条若しくは第２７条の規定のいずれかに違反する行為又は同法第８５条に規定する罪に当たる違法な行為	F
６２	保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第４４条の３第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D

	２４３条（第２４０条又は第２４１条第３項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
２０	覚醒剤取締法（昭和２６年法律第２５２号）第４１条の２又は第４１条の３（第１９条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
３５	道路交通法第１１６条、第１１７条の３、第１１７条の３の２、第１１７条の５（第２号に係る部分を除く。）、第１１８条から第１１８条の３まで又は第１１９条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
４０	戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１３４条に規定する罪に当たる違法な行為	D
４１	戸籍法第１３５条に規定する罪に当たる違法な行為又は同法第１３６条に規定する違法な行為	F
５６	個人情報の保護に関する法律第１６条第１項若しくは第２項、第１７条第１項、第１８条第１項、第２項若しくは第３項、第２０条から第２２条まで、第２３条第１項、第３項若しくは第６項、第２７条、第２８条第２項若しくは第３項、第２９条第２項若しくは第３項若しくは第３０条第２項、第４項若しくは第５項の規定のいずれかに違反する行為又は同法第８５条に規定する罪に当たる違法な行為	F
６２	保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第４４条の４第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D

76	有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）第１３条、第１４条第２項又は第１５条（第１３条又は第１４条第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
77	有線電気通信法第１４条第１項又は第１５条（第１４条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
87	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第６２条に規定する罪に当たる違法な行為	D
94	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成２年法律第３０号）第４３条に規定する罪に当たる違法な行為	D
112	１の項から１１１の項までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分

76	有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）第１３条、第１４条第２項又は第３項（第１４条第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
77	有線電気通信法第１４条第１項又は第３項（第１４条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
87	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第７４条に規定する罪に当たる違法な行為	D
94	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成２年法律第３０号）第４２条に規定する罪に当たる違法な行為	D
112	１の項から１１１の項までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分

類

類